

(社)土木学会建設マネジメント委員会 表彰規程

平成 22 年 3 月 16 日制定

平成 23 年 5 月 24 日改定

(目的)

第 1 条 この規程は、社団法人土木学会建設マネジメント委員会(以下「建設マネジメント委員会」という)が、建設マネジメント分野の学術的・技術的・実務的な発展に資するために、建設マネジメント分野に貢献した個人、団体の業績を表彰する制度を定めるものである。

(賞の種類)

第 2 条 建設マネジメント委員会の賞は、次の 3 種類とする。

(1)論文賞

(2)優秀講演賞

(3)グッド・プラクティス賞

(論文賞)

第 3 条 論文賞は、土木学会論文集 F4 (建設マネジメント) 等に論文または報文を公表し、建設マネジメント分野における学術・技術の進歩、発展に顕著な貢献が認められる優れた者に授与する。

(優秀講演賞)

第 4 条 優秀講演賞は、建設マネジメント委員会が主催・共催する表彰対象年内の行事(建設マネジメント問題に関する研究発表・討論会、公共調達シンポジウム、地域シンポジウム等)で発表または講演し、その内容が優れた者に授与する。

(グッド・プラクティス賞)

第 5 条 グッド・プラクティス賞は、建設マネジメントの実務において、創意工夫に富む意欲的な取り組みを行い、建設マネジメントの発展に貢献が認められる者に授与する。

(受賞候補者の資格)

第 6 条 すべての賞の受賞候補者は、土木学会会員の資格の有無を問わない。

(募集、選考および表彰方法)

第 7 条 各賞の募集および選考にかかる業務を行うため、表彰小委員会を設置する。表彰小委員会の活動については、別に細則により定める。

2. 各賞の受賞者は、建設マネジメント委員会で決定し、原則として、翌年の研究成果発表会において表彰する。

3. 各賞について該当者がいない場合には授与しない。

(付則)

第 8 条 本規定の改正は、建設マネジメント委員会委員の過半数の承認を得て行うことができる。

第 9 条 本規定は、平成 22 年 4 月 1 日より施行する。

第 10 条 本改定規程は、平成 23 年 5 月 24 日より施行する。